

海老名市工事契約総合評価方式入札 試行ガイドライン

海老名市財務部契約検査課

目 次

1	はじめに	1
2	総合評価方式について	1
(1)	総合評価方式の概要	1
(2)	総合評価方式のタイプ	2
3	海老名市での総合評価方式の試行	2
(1)	総合評価方式のタイプ等	2
(2)	評価項目、評価基準等の設定	2
○	評価項目及び評価基準	6
(3)	落札候補者、落札者の決定方法	9
(4)	学識経験者の意見聴取	9
(5)	評価内容の担保	10
(6)	総合評価方式に関する事項の公表	10
(7)	入札・契約手続きの流れ	11
	様式集	12

1 はじめに

公共工事においては、優良な社会資本整備のため、その品質の確保が求められており、国において「公共工事の品質確保の促進に関する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が示されています。これらを踏まえ、本市では、優良な社会資本の整備、ダンピング防止、不良・不適格業者の排除、談合防止、建設業者の育成等を目的として、価格と品質の両面を総合的に評価する総合評価方式を平成21年度から試行しています。

このガイドラインは、総合評価方式を適用する意義等を示すとともに、総合評価方式の試行を効率的かつ円滑に実施するため、総合評価方式の試行に関する基本的事項を示すものです。

なお、平成27年4月の改正により、工事品質の向上を期待して、従来の「一般型」に加え、「工事成績重視型」を追加し、また、工事業者の社会貢献への誘導を促すため、評価項目の見直しを行いました。

また、平成30年6月には最低制限価格の設定を見直し、変わりに失格基準を設定いたしました。

2 総合評価方式について

(1) 総合評価方式の概要

公共工事の入札に関しては、近年の厳しい財政状況を背景に公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、低価格の入札が増えたことにより、適切な技術的能力を持たない業者による不良工事の発生、工事の安全性の低下、下請負業者や労働者へのしわ寄せ等、公共工事の品質低下が懸念されています。

このような背景のもと、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、また、平成17年8月には「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」が閣議決定されました。これらの中で、公共工事の品質確保には、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要とされており、価格と品質の両面を総合的に評価する落札方式として総合評価方式が示されています。

総合評価方式は、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウ等、価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式です。入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高い者を落札者とするにより、予定価格の範囲内で最も品質の良い施工業者を選定します。総合評価方式では、新しい施工方法、施工上の工夫等の技術提案、同種工事の施工実績及び工事成績、社会貢献の度合い等が評価の対象（評価項目）となります。

この総合評価方式を適用していくことにより、価格と品質が総合的に優れた者が選定され、優良な社会資本整備を行うことができるとともに、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、技術力と経営に優れた健全な建設業者の育成に貢献するものと考

えられます。

(2) 総合評価方式のタイプ

総合評価方式には、工事の特性（規模、技術的な工夫の余地等）に応じ、市区町村向け簡易型（特別簡易型）、簡易型、標準型及び高度技術提案型のタイプがあります。

ア 市区町村向け簡易型（特別簡易型）

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事で、同種工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

イ 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事で、簡易な施工計画、同種工事の施工実績や工事成績等の評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

ウ 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式

エ 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術提案を要する工事に適用される方式

3 海老名市での総合評価方式の試行

(1) 総合評価方式のタイプ等

総合評価方式は、個々の工事の特性に応じ、総合評価方式のタイプ、評価項目、評価基準等を設定し、評価方法を決定します。

本市での試行における総合評価方式のタイプは、市区町村向け簡易型（特別簡易型）とし、「一般型」と企業の施工能力と配置予定技術者の能力を重視して評価する「工事成績重視型」を設け、条件付き一般競争入札により実施することとします。

また、原則として、現行の入札・契約制度を準用し、入札に関する詳細については入札公告等で定めます。

なお、今後、このガイドラインに基づき試行する総合評価方式による入札結果を検証し、実施方法等について検討を行っていきます。

(2) 評価項目、評価基準等の設定

原則として、個々の工事の特性や総合評価方式のタイプに応じ、評価項目、評価基準等を設定します。

市区町村向け簡易型（特別簡易型）では、個々の工事の特性に応じ、次のア～キの中から評価項目やその内容を設定し、それぞれの評価項目を評価基準により評価し、配点します。

評価のために、入札に参加しようとする者は、別紙様式により同種工事の施工実績や配置予定技術者の施工経験などの評価項目に関する技術資料の提出が必要となります。

なお、技術資料の内容が不適切である場合、その工事の入札参加資格水準を満たし

ていないものと判断し、技術評価点を計算せず、その入札者の入札を無効とします。

ア 企業の施工能力

(ア) 同種工事の施工実績

- ・ 原則としてコリンズに登録された同種工事の施工実績を評価します。
- ・ 配点は「**1～0**点」とします。
- ・ 施工実績は、有効期間などの条件を別に定めます。
- ・ 同種工事の施工実績とは、元請として受注し、引渡しが終了した請負金額500万円以上の同種の工事实績をいいます（代表的なもの1件）。
- ・ 同種工事の条件となる工事内容については、別に定めます。
- ・ 別添の第2号様式により提出していただきます。

(イ) 同種工事の工事成績

- ・ 本市発注工事の工事成績評定点の平均点を評価します。
- ・ 配点は「**3点～失格**」とします。また、該当する工事成績の実績がない場合は、加算はしません。
- ・ 工事成績評定点は、有効期間などの条件を別に定めます。
- ・ 工事成績評定点とは、海老名市工事成績評定採点基準（平成10年4月1日施行）の規定により評価された評定点をいいます。

イ 配置予定技術者の能力

(ア) 同種工事の施工経験

- ・ 原則としてコリンズに登録された同種工事に、配置予定技術者が従事した経験を評価します。なお、施工経験は主任技術者又は監理技術者として従事した経験とします。
- ・ 配点は「**1～0**点」とします。
- ・ 施工経験は、有効期間などの条件を別に定めます。
- ・ 同種工事の施工経験とは、元請として施工し、引渡しが終了した請負金額500万円以上の同種の工事实績をいいます（代表的なもの1件）。
- ・ 同種工事の条件となる工事内容については、別に定めます。
- ・ 別添の第3号様式により提出していただきます。

(イ) 保有資格

- ・ 入札公告日時点における国家資格等の有無について評価します。
- ・ 配点は「**2～0**点」とします。
- ・ 別添の第3号様式により提出していただきます。

(ウ) 同種工事の工事成績

- ・ 本市発注工事で主任技術者として従事した工事成績評定点の平均点を評価します。
- ・ 配点は「**3点～失格**」とします。また、該当する工事成績の実績がない場合は、加算はしません。
- ・ 工事成績評定点は、有効期間などの条件を別に定めます。
- ・ 工事成績評定点とは、海老名市工事成績評定採点基準（平成10年4月1日施行）の規定により評価された評定点をいいます。

ウ 地域貢献

(ア) 災害時協力協定の締結状況等

- ・ 本市と災害に対する復旧などの協定の締結状況又は過去5年以内の災害対応の出動実績の有無について評価します（団体の場合、その構成員も評価します。）。
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 別添の第4号様式により提出していただきます。

(イ) 災害時に対応できる建設機械の保有状況

- ・ 入札公告日時点における災害時に対応できる建設機械の自社保有（長期リース（3年以上）を含む。）の有無について評価します。
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 次の書類を提出していただきます。
 - ① 建設機械の売買契約書の写し、又は賃貸借契約書等の写し等
 - ② 建設機械に係る特定自主検査記録表の写し、自動車検査証の写し又は移動式クレーン検査証の写し等
 - ③ 該当建設機械の写真
- ・ 別添の第4号様式により提出していただきます。

(ウ) 本市消防団協力事業所の認定状況

- ・ 入札公告日時点における消防団協力事業所としての認定状況について評価します。
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 消防団協力事業所としての認定を証するものを提出していただきます。
- ・ 別添の第4号様式により提出していただきます。

(エ) 本市現役消防団員又は本市現役消防協力員である従業員の有無

- ・ 入札公告日時点における本市の現役消防団員又は本市現役消防協力員である従業員の有無について評価します。
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 消防団員の雇用を証明する書類（消防団員証及び健康保険被保険者証等雇用を確認できる書類の写し）を提出していただきます。
- ・ 消防協力員の雇用を証明する書類（消防協力員委嘱状及び健康保険被保険者証等雇用を確認できる書類の写し）を提出していただきます。
- ・ 別添の第5号様式により提出していただきます。

エ 品質管理

(ア) ISO9001の取得状況

- ・ 入札公告日時点におけるISO9001の取得状況について評価します。
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 認証登録証の写しを提出していただきます。
- ・ 別添の第4号様式により提出していただきます。

オ 環境への配慮

(ア) ISO14001の取得状況

- ・ 入札公告日時点におけるISO14001の取得状況について評価します。
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 認証登録証の写しを提出していただきます。
- ・ 別添の第4号様式により提出していただきます。

カ 福祉貢献

(ア) 更生保護の協力状況

- ・ 入札公告日時点における協力雇用主としての登録状況について評価します。
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 別添の第4号様式により提出していただきます。

(イ) 障がい者の雇用状況

- ・ 入札公告日時点における障がい者の雇用状況について評価します。
- ・ 常用雇用労働者数50人未満の企業で障がい者雇用をしている場合に評価します。
- ・ 配点は「1点」とします。
- ・ 障害者の雇用を証する書類（障害者手帳及び健康保険被保険者証等雇用を確認できる書類の写し）を提出していただきます。
- ・ 別添の第6号様式により提出していただきます。

キ その他

(ア) 建設業労働災害防止協会への加入状況

- ・ 入札公告日時点における建設業労働災害防止協会への加入の有無について評価します。
- ・ 配点は「1～0点」とします。
- ・ 別添の第4号様式により提出していただきます。

※ 評価項目、評価基準等の設定については、案件ごとに予告無く変更する場合があります。

○評価項目及び評価基準

評価分類	評価項目	評価内容	評価基準	配点
ア 企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去7年間※ ¹ に元請として受注した同種工事の施工実績の有無	施工実績がある	1
			施工実績がない	0
	同種工事の工事成績	過去2年間※ ² に本市が発注した同種工事の成績評定点の平均点	80点以上	3
			75点以上 80点未満	2
			70点以上 75点未満	1
			65点以上 70点未満 又は該当成績なし	0
			65点未満	失格
イ 配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験	過去7年間※ ¹ に元請として受注した同種工事に配置予定技術者が従事した施工経験の有無	施工経験がある	1
			施工経験がない	0
	保有資格	国家資格の有無 ※最高点は2点となります。	国家資格者 (監理技術者)	2
			国家資格者 (1級又は2級)	1
			実務経験者	0
	同種工事の工事成績	過去2年間※ ² に本市が発注した同種工事で、配置予定技術者が主任技術者として従事した工事の成績評定点の平均点	80点以上	3
			75点以上 80点未満	2
			70点以上 75点未満	1
			65点以上 70点未満 又は該当成績なし	0
			65点未満	失格
工事成績重視型 (ア、イ)		計(最高点)		10

ウ 地 域 貢 献	災害時協力協 定等の締結状 況等	本市との災害時協力協定等の締結 等の有無	有	1	
			無	0	
	災害時に対応 できる建設機 械の保有状況 ※ ⁴	災害時に対応できる建設機械※ ³ の 自社保有（長期リース（3年以上）を含む。）の有無	有	1	
			無	0	
	本市消防団協 力事業所とし ての認定状況	本市消防団協力事業所としての認 定	有	1	
			無	0	
	本市現役消防 団員又は本市 現役消防協力 員である従業 員の有無	本市現役消防団員又は本市現役消 防協力員である従業員の有無※ ⁵	有	1	
			無	0	
	エ 品 質 管 理	IS09001 の 認 証状況	IS09001の取得	有	1
				無	0
オ 環 境 へ の 配 慮	IS014001 の 認 証状況	IS014001の取得	有	1	
			無	0	
カ 福 祉 貢 献	更生保護の協 力状況	協力雇用主としての登録	有	1	
			無	0	
	障がい者※ ⁶ の 雇用状況※ ⁷	障がい者の雇用	常用雇用労働者数 50人未満の企業 で障がい者雇用を している。	1	
キ そ の 他	建災防への加 入状況	建設業労働災害防止協会への加入 の有無	有	1	
			無	0	
一般型 (アからキ)		合 計(最高点)		19	

※令和8年度における対象は次のとおりです。

※1 平成31年4月1日から令和8年3月31日までに完成し、引渡しを終了した工事

※2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに完成し、引渡しを終了した工事

※3 建設機械とは、建設機械抵当法施行令の別表に規定する、「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクターショベル」及び「モーターグレーダー」、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第2条第2項に規定する大型自動車のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの（以下「大型ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令第12条第1項第4号に規定する、つり上げ荷重が三トン以上の「移動式クレーン」のいずれかが対象となります。

入札公告日においての保有等を①から③の書類により確認します。

① 建設機械の売買契約書の写し、又は賃貸借契約書等の写し等

② 建設機械に係る特定自主検査記録表の写し、自動車検査証の写し又は移動式クレーン検査証の写し等

③ 該当建設機械の写真

※4 建設機械の保有状況は、入札告示日において、建設機械を自ら所有又は3年以上のリース契約をしており、「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクターショベル」及び「モーターグレーダー」については、労働安全衛生法第45条第2項に規定する特定自主検査、「大型ダンプ車」については、道路運送車両法第58条第1項に規定する国土交通大臣の行う検査、「移動式クレーン」については労働安全衛生法第38条第1項に規定する製造時等検査又は同法第41条第2項に規定する性能検査が行われている場合に評価します。

※5 正規雇用の確認 健康保険証等で3月以上継続して正規雇用されていることを確認します。

※6 障がい者とは障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2項から第6項に規定する障がい者とする。ただし、精神障がい者については、精神保健及び精神障害福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限ります。

※7 雇用障害者数の算定方法は平成25年4月1日より改正されています。

雇用確認は、特別徴収通知書等で確認します。

(3) 落札候補者、落札者の決定方法

総合評価方式では、入札価格と価格以外のその他の要素である「評価項目」を総合的に評価し、指標である「評価値」が最も高い者を選定します。具体的には次のとおりです。

ア 電子入札システムによる入札時に、同種工事の施工実績や工事成績などの「評価項目」に関する技術資料の提出を求め、あらかじめ設定した「評価基準」に基づき配点し、その点数【加算点、最高19点(工事成績重視型は10点)】と標準点(100点)の合計点【**(技術評価点、最高119点(工事成績重視型は110点))**】を入札価格で除し、百万を乗じて得た数値を「評価値」とします。

【評価値の算出方法】

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \times 1,000,000 \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格} \times 1,000,000\end{aligned}$$

※ この評価値の算出方法を「除算方式」といいます。

※ 標準点は100点とします。加算点は、同種工事の施行実績、工事成績、災害時協力協定の締結状況、障がい者の雇用等の評価から算出し、最高19点(工事成績重視型は10点)とします。

※ 評価値は、小数第5位以下を切り捨てます。

※ 入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格とします。

イ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、「評価値」が最も高い者を落札候補者とします。ただし、海老名市最低制限価格等取扱基準第4条第1項第1号で定める事前算定型最低制限価格の算定式で算出した金額を失格基準とし、その金額を下回った入札は全て失格とします。なお、この場合の開札時有効入札が3者以下であっても失格基準を下回った入札は失格とします。

(失格基準を算定する際には、上記事前算定型最低制限価格の算定式に係数(1.0000～1.0050)を乗じます。詳しくは、入札公告時に説明として掲載します。)

ウ 入札書提出時に提出していただく書類がある場合には入札公告時に示します。

エ 落札候補者が複数いる場合は、第2次審査後、くじ引きを行います。

(4) 学識経験者の意見聴取

総合評価方式では、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要です。そのため、地方自治法施行令では、「落札者決定基準を定めようとするとき」は、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないこととされています。

また、「当該意見聴取時において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見があったとき」は再度の意見聴取が必要です。

(5) 評価内容の担保

市区町村向け簡易型（特別簡易型）による試行においては、提出された技術資料等について次のとおり取り扱います。

総合評価方式に関し提出した技術資料等に虚偽の記載等明らかに悪質な行為があったと認められる場合には、「海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成21年4月1日施行）」に基づく参加停止等の措置を行います。

(6) 総合評価方式に関する事項の公表

手続の透明性・公平性を確保するため、総合評価方式の評価方法や落札決定方法などの手続については、入札公告及びこのガイドラインにおいて明示します。また、落札結果及び評価結果を公表します。

(7) 入札・契約手続の流れ

